

防衛大学校学生服装規則を次のように定める。

昭和38年3月15日

防衛庁長官 志賀健次郎

防衛大学校学生及び防衛医科大学校  
学生の服装に関する訓令

改正 昭和40年1月8日庁訓第1号  
昭和40年9月21日庁訓第41号  
昭和49年4月11日庁訓第24号  
昭和50年3月8日庁訓第3号  
昭和60年3月27日庁訓第9号  
平成3年10月1日庁訓第31号  
平成7年12月28日庁訓第55号  
平成15年3月31日庁訓第47号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成26年3月31日省訓第23号

(目的)

第1条 この訓令は、防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。以下「学生」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用について規定することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、「夏期」とは6月1日から9月30日までの期間をいい、「冬期」とは10月1日から翌年5月31日までの期間をいう。

(制服等の着用心得)

第3条 学生は、この訓令の定めるところに従い正しく制服等を着用し、服装及び容儀を端正にし、学生としての規律と品位を保つように努めなければならない。

(服装のせい一)

第4条 防衛大学校長及び防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、学生の服装のせい一を図ることに努めなければならない。

(制服等の着用)

第5条 学生は、この訓令の定めるところに従い、常時制服等を着用しなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合には、制服等を着用しないことができる。

- (1) 休暇を付与されて休暇地に到着後私用で行動する場合（ただし、自衛隊の施設に出入する場合を除く。）
- (2) 外出を許可されて私宅又はこれに準ずる場所にある場合
- (3) 傷病のため自衛隊以外の療養施設内にある場合
- (4) その他特に学校長が許可した場合

(服装の区分)

第6条 学生の服装の区分は、次のとおりとする。

- (1) 常装
- (2) 礼装
- (3) 甲武装
- (4) 乙武装
- (5) 作業服装
- (6) 特殊服装

(常装)

第7条 学生は、通常、常装をするものとする。

(礼装)

第8条 学生は、次の各号の1に該当する場合には、甲武装をする場合を除き、礼装をするものとする。

- (1) 拝えつ又は参賀のため皇居に出入する場合
- (2) 公の儀式に参列し、又は公の招宴に出席する場合
- (3) その他学校長が儀礼上必要があると認めた場合

2 学生は、冠婚葬祭等にあたり必要がある場合には、礼装をすることができる。

(甲武装)

第9条 学生は、隊伍にあつて公の儀式に参列する場合又は学校長が必要と認めるときは、甲武装をするものとする。

(乙武装)

第10条 学生は、陸上にあつて訓練を行う場合において学校長が必要と認めるときは、乙武装をするものとする。

(作業服装)

第11条 学生は、海上にあつて訓練を行う場合又は作業若しくは特別の実験をともなう授業を受ける場合等において学校長が必要と認めるときは、作業服装をするものとする。

(特殊服装)

第12条 学生は、教育訓練等のために必要がある場合には特殊服装をするものとする。

2 前項の特殊服装について必要な事項は学校長が定める。

(各種服装の着用品)

第12条の2 学生が第6条に掲げる各種の服装(特殊服装を除く。)をする場合に着用すべきもの(以下「着用品」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

(儀礼刀の着用)

第13条 観閲式又は儀じようを行う場合その他防衛大臣が必要と認めるときは、小隊隊長以下の指揮官となる学生その他学校長の指定する学生は、学校長の定めるところにより儀礼刀を着用するものとする。

(雨衣及び外とう)

第14条 男子である学生は、雨雪、寒冷等の場合には、雨衣又は外とうを着用することができる。

2 女子である学生は、雨雪、寒冷等の場合には、女子雨衣又は女子外とうを着用することができる。

る。

(き章等)

第15条 学生のき章等の着用区分は、別表第2のとおりとし、その着用要領は附図のとおりとする。

(勤務腕章)

第16条 学生は、当直勤務等のために必要がある場合には、勤務腕章を着用するものとする。

2 前項の勤務腕章について必要な事項は、学校長が定める。

(も章)

第17条 学生は、葬儀の場合には黒色のも章を制服の左そでの上部に着用することができる。

(服装検査)

第18条 学校長又はその指定する者は、学生が外出する場合その他必要があると認める場合には、学生について服装検査を実施することができる。

(制服等の一部の着用の省略又は変更)

第19条 学生は、教育訓練等のため特に必要がある場合には、学校長の定めるところにより、所定の制服等の一部の着用の省略し、又は変更することができる。

(制服等の着用時期)

第20条 学生の制服等のうち、夏用と冬用との区別があるものについては、夏期には、夏用の制服等（常装の第2種夏服は、学校長が定める期間に限る。）を、冬期は、冬用の制服等を着用するものとする。ただし、学校長は気候、勤務場所その他の状況にかんがみ特に必要があると認める場合には別段の定めをすることができる。

(委任規定)

第21条 この訓令の実施のため必要な事項は、学校長が定める。

附 則

この訓令は、昭和38年3月15日から施行する。

附 則（昭和40年1月8日庁訓第1号）

この訓令は、昭和40年1月8日から施行する。

附 則（昭和40年9月21日庁訓第1号）

1 この訓令は、昭和40年9月21日から施行する。

2 自衛隊法施行規則等の一部を改正する総理府令（昭和40年総理府令第43号）附則ただし書の規定により従前の規定による品目を着用する場合は、この訓令の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和49年4月11日庁訓第24号）

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和50年3月8日庁訓第3号）

1 この訓令は、昭和50年3月8日から施行する。

2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和50年総理府令第8号）附則第2項の規定により同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第4（2）に規定する冬（夏）服ズボンを着用する場合における演奏服装については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和60年3月27日庁訓第9号）

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和59年総理府令第47号）附則第2項の規定により同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第4（1）イに規定する第2種夏服上衣、第3種夏服上衣、婦人第2種夏服及び婦人第3種夏服上衣を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年10月1日庁訓第31号）

- 1 この訓令のうち、第1条及び第3条の規定は、平成3年10月1日から、第2条の規定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成3年総理府令第37号）附則第2項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第2に規定する品目を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月28日庁訓第55号）

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成7年総理府令第60号）附則第2項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第5に規定する雨衣を用いる場合のき章等の着用要領については、この訓令による改正後の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日庁訓第47号）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第33号）附則第3項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第2（1）イに規定する作業外被、婦人作業外被及び半長靴並びに別表第3（1）イに規定する婦人冬服スカート、婦人第1種夏服スカート、婦人第2種夏服スカート、作業帽（海曹長以下に限る。）及び婦人作業帽並びに別表第4（1）イに規定する婦人第1種編上靴及び婦人第2種編上靴を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第33号）附則第3項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第5に規定する防衛大学校女子冬服上衣、防衛大学校女子冬服スカート、防衛大学校女子冬服ズボン、防衛大学校女子第1種夏服上衣、防衛大学校女子第1種夏服スカート、防衛大学校女子夏服ズボン、防衛大学校女子第2種夏服上衣、防衛大学校女子第2種夏服スカート、防衛大学校女子冬正帽、防衛大学校女子夏正帽、防衛大学校女子外とう、防衛大学校女子雨衣を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日省訓第23号）  
この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第12条の2関係）

（注：この表及び次表において「表」とは、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第5をいう）

1 男子である学生の服装の着用品

服装の種類	区分	着用物品
常装	冬服	表に定める冬服上衣、冬服ズボン、正帽、短靴及びズボンつり
	第1種夏服	表に定める第1種夏服上衣、第1種夏服ズボン、正帽、帽日おおい、短靴及びズボンつり
	第2種夏服	表に定める第2種夏服上衣、第2種夏服ズボン、正帽、帽日おおい、短靴及びバンド
礼装	冬（夏）服	（イ）常装冬服（第1種夏服）の着用品に同じ。 （ロ）白色の手袋
甲武装	冬（夏）服	（イ）常装冬服（第1種夏服）の着用品に表に定める刀帯を加えたもの （ロ）白色の手袋
乙武装		（イ）表に定める作業服上衣、作業服ズボン、作業帽及び半長靴 （ロ）弾薬帯。必要に応じ、鉄帽用中帽又は鉄帽及び鉄帽用中帽（この場合、作業帽を着用しない。）を着用する。
作業装		（イ）表に定める作業服上衣、作業服ズボン、作業帽及び半長靴又は短靴 （ロ）必要に応じ、作業靴（この場合、半長靴又は短靴を着用しない。）を着用する。

2 女子である学生の服装の着用品

(1) 防衛大学校の女子である学生

服装の種類	区分	着用物品
常装	冬服	表に定める冬服上衣、防衛大学校女子冬服スカート又は防衛大学校女子冬服ズボン、正帽、防衛大学校女子第1種短靴又は防衛大学校女子第2種短靴及びズボンつり（防衛大学校女子冬服ズボンを着用する場合に限る。）
	第1種夏服	表に定める防衛大学校女子第1種夏服上衣、防衛大学校女子第1種夏服スカート又は防衛大学校女子第1種夏服ズボン、正帽、帽日おおい、防衛大学校女子第1種短靴又は防衛大学校女子第2種短靴及びズボンつり（防衛大学校女子第1種夏服ズボンを着用する場合に限る。）
		表に定める防衛大学校女子第2種夏服上衣、防衛大学校女子第

	第 2 種 夏 服	2 種夏服スカート又は防衛大学校女子第 2 種夏服ズボン、正帽、帽日おおい及び防衛大学校女子第 1 種短靴又は防衛大学校女子第 2 種短靴
礼 装	冬 (夏) 服	(イ) 常装冬服 (第 1 種夏服) の着用品に同じ。 (ロ) 白色の手袋
甲 武 装	冬 (夏) 服	(イ) 常装冬服 (第 1 種夏服) の着用品 (防衛大学校女子冬服 (防衛大学校女子第 1 種夏服) スカート及び防衛大学校女子第 2 種短靴を除く。) に表に定める刀帯を加えたもの (ロ) 白色の手袋
乙 武 装		(イ) 表に定める女子作業服上衣、女子作業服ズボン、作業帽及び半長靴 (ロ) 弾薬帯。必要に応じ、鉄帽用中帽又は鉄帽及び鉄帽用中帽 (この場合、作業帽を着用しない。) を着用する。
作 業 装		(イ) 表に定める女子作業服上衣、女子作業服ズボン、作業帽及び半長靴又は防衛大学校女子第 1 種短靴若しくは防衛大学校女子第 2 種短靴 (ロ) 必要に応じ、作業靴 (この場合、半長靴及び防衛大学校女子 (第 1 種) 第 2 種短靴を着用しない。) を着用する。

(2) 防衛医科大学校の女子である学生

服装の種類	区 分	着 用 品
常 装	冬 服	表に定める防衛医科大学校女子冬服上衣、防衛医科大学校女子冬服スカート、防衛医科大学校女子正帽、ワイシャツ、ネクタイ及び防衛医科大学校女子短靴
	第 1 種 夏 服	表に定める防衛医科大学校女子第 1 種夏服上衣、防衛医科大学校女子第 1 種夏服スカート、防衛医科大学校女子正帽、ワイシャツ、ネクタイ及び防衛医科大学校女子短靴
	第 2 種 夏 服	表に定める防衛医科大学校女子第 2 種夏服上衣、防衛医科大学校女子第 2 種夏服スカート、防衛医科大学校女子正帽及び防衛医科大学校女子短靴
礼 装	冬 (夏) 服	(イ) 常装冬服 (第 1 種夏服) の着用品に同じ。 (ロ) 白色の手袋
甲 武 装	冬 (夏) 服	(イ) 常装冬服 (第 1 種夏服) の着用品に表に定める刀帯を加えたもの (ロ) 白色の手袋
乙 武 装		(イ) 表に定める女子作業服上衣、女子作業服ズボン、作業帽及び半長靴 (ロ) 弾薬帯。必要に応じ、鉄帽用中帽又は鉄帽及び鉄帽用中帽 (この場合、作業帽を着用しない。) を着用する。

作 業 服 装	/	(イ) 表に定める女子作業服上衣、女子作業服ズボン、作業帽及び半長靴又は防衛医科大学校女子短靴 (ロ) 必要に応じ、作業靴（この場合、半長靴及び防衛医科大学校女子短靴を着用しない。）を着用する。
------------------	---	--

別表第2（第15条関係）

き章等の着用区分

き 章 等	着 用 区 分
帽 章	表に定める正帽及び防衛医科大学校女子正帽
襟 章	表に定める冬服（第1種夏服、第2種夏服）上衣、防衛医科大学校女子第1種（第2種）夏服上衣及び防衛医科大学校女子冬服（防衛医科大学校女子第1種夏服、防衛医科大学校女子第2種夏服）上衣
学 年 識 別 章 （第2学年以上の学生に限る。）	表に定める冬服（第1種夏服、第2種夏服）上衣、防衛医科大学校女子第1種（第2種）夏服上衣、防衛医科大学校女子冬服（防衛医科大学校女子第1種夏服、防衛医科大学校女子第2種夏服）上衣、外とう、防衛医科大学校女子外とう、防衛医科大学校女子外とう、雨衣、防衛医科大学校女子雨衣及び防衛医科大学校女子雨衣

附図（第15条関係）

き章等の着用要領

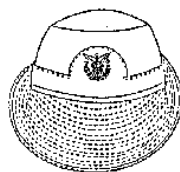
1 帽章の着用要領

(1) 正帽



正帽の正面襷（まち）の中央につける。

2 防衛医科大学校女子正帽

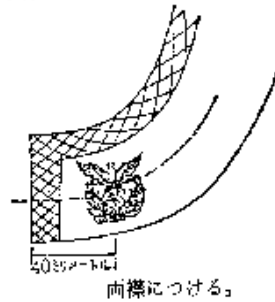


女子正帽の正面中央につける。

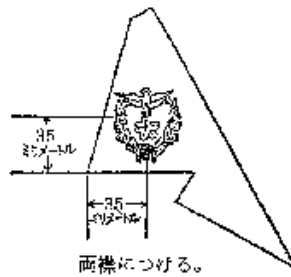


## 2 襟章の着用要領

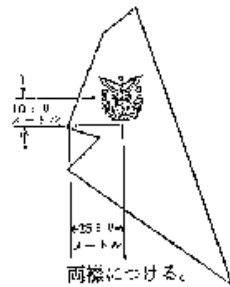
(1) 冬服上衣、第1種夏服上衣及び防衛大学校女子第1種夏服上衣



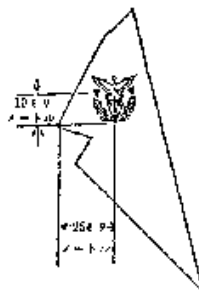
(2) 第2種夏服上衣及び防衛大学校女子第2種夏服上衣



(3) 防衛医科大学校女子冬服上衣及び防衛医科大学校女子第1種夏服上衣



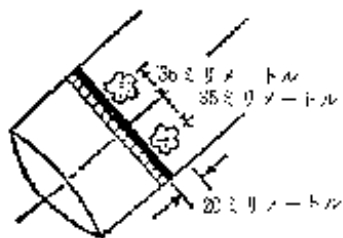
(4) 防衛医科大学校女子第2種夏服上衣



## 3 学年識別章の着用要領

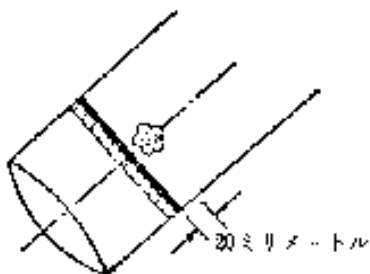
(1) 第6学年の学生の冬服上衣、防衛医科大学校女子冬服上衣、第1種夏服上衣、防衛医科大学校女子第1種夏服上衣、外とう、防衛医科大学校女子外とう、雨衣及び防衛医科大学校女子雨

衣



両そでにつける。(雨衣の場合は、そでバンドの上端からの寸法とする。)

- (2) 第5学年の学生の冬服上衣、防衛医科大学校女子冬服上衣、第1種夏服上衣、防衛医科大学校女子第1種夏服上衣、外とう、防衛医科大学校女子外とう、雨衣及び防衛医科大学校女子雨衣



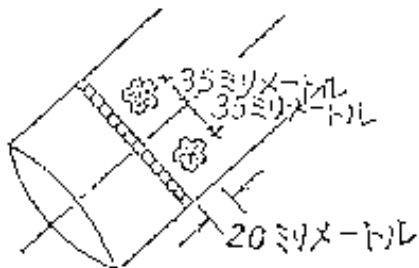
両そでにつける。(雨衣の場合は、そでバンドの上端からの寸法とする。)

- (3) 第4学年の学生の冬服上衣、防衛医科大学校女子冬服上衣、第1種夏服上衣、防衛医科大学校女子第1種夏服上衣、外とう、防衛医科大学校女子外とう、雨衣及び防衛医科大学校女子雨衣



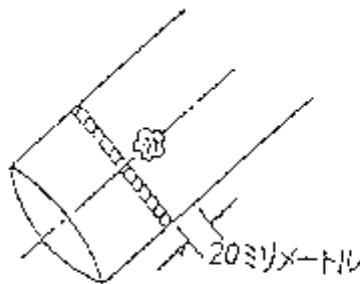
両そでにつける。(雨衣及び防衛医科大学校女子雨衣の場合は、そでバンドの上端からの寸法とする。)

- (4) 第3学年の学生の冬服上衣、防衛医科大学校女子冬服上衣、第1種夏服上衣、防衛医科大学校女子第1種夏服上衣、外とう、防衛医科大学校女子外とう、雨衣及び防衛医科大学校女子雨衣



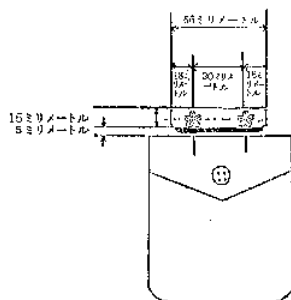
(雨衣及び防衛大学校女子雨  
両そでにつける。 衣の場合は、そでバンドの  
上端からの寸法とする。)

- (5) 第2学年の学生の冬服上衣、防衛医科大学校女子冬服上衣、第1種夏服上衣、防衛医科大学校女子第1種夏服上衣、外とう、防衛医科大学校女子外とう、雨衣及び防衛医科大学校女子雨衣



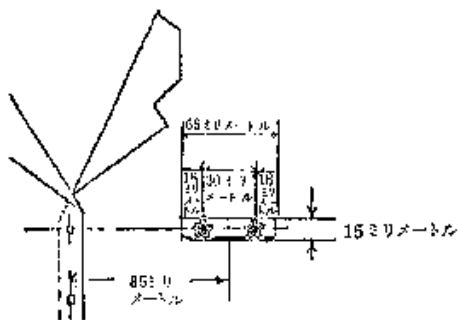
(雨衣及び防衛大学校女子雨  
両そでにつける。 衣の場合は、そでバンドの  
上端からの寸法とする。)

- (6) 第6学年の学生の第2種夏服上衣及び防衛医科大学校女子第2種夏服上衣  
ア 第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

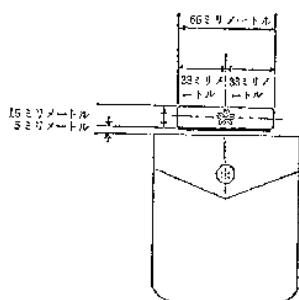
イ 防衛医科大学校女子第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

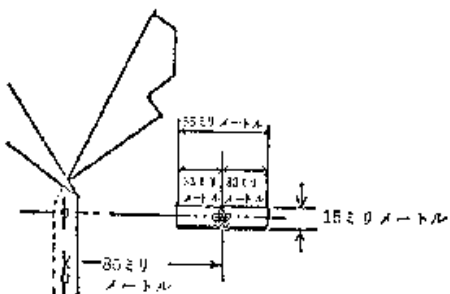
(7) 第5学年の学生の第2種夏服上衣及び防衛医科大学校女子第2種夏服上衣

ア 第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

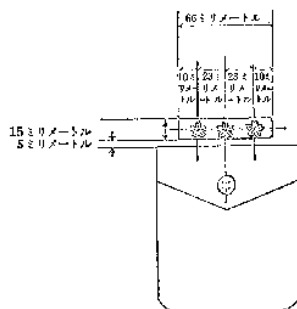
イ 防衛医科大学校女子第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

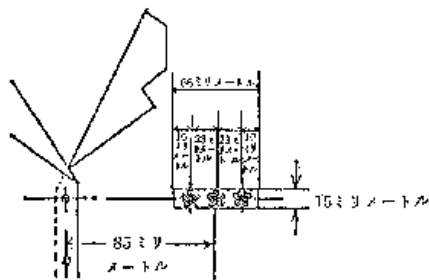
(8) 第4学年の学生の第2種夏服上衣及び防衛医科大学校女子第2種夏服上衣

ア 第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

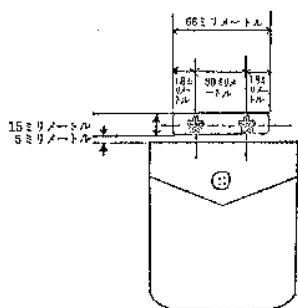
イ 防衛医科大学校女子第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

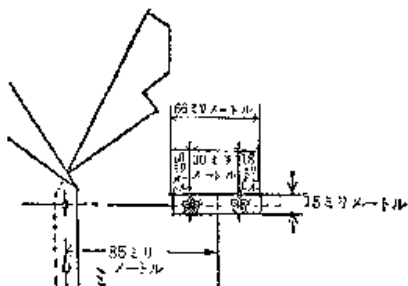
(9) 第3学年の学生の第2種夏服上衣及び防衛医科大学校女子第2種夏服上衣

ア 第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

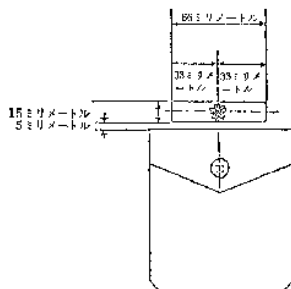
イ 防衛医科大学校女子第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

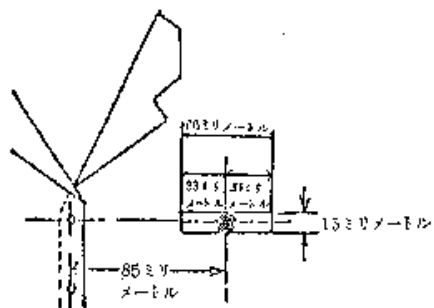
(10) 第2学年の学生の第2種夏服上衣及び防衛医科大学校女子第2種夏服上衣

ア 第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。

イ 防衛医科大学校女子第2種夏服上衣



銀色の金属台にとりつけ、左胸部につける。